

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成二十三年十二月十二日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事業主体	三次市
地区名	三本木
事業名	区画整理事業
換地処分年月日	平成二十三年一月二五日